

消防法施行令第35条第1項第3号及び第36条第2項第2号の規定  
により消防長が指定する防火対象物

(平成26年1月14日 告示第1号)

1 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第35条第1項第3号の規定により、消防長が火災予防上必要があると認める防火対象物を次のとおり指定する。

令別表第1 (5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの。

2 第36条第2項第2号の規定により、消防長が火災予防上必要があると認める防火対象物を次のとおり指定する。

令別表第1 (5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。